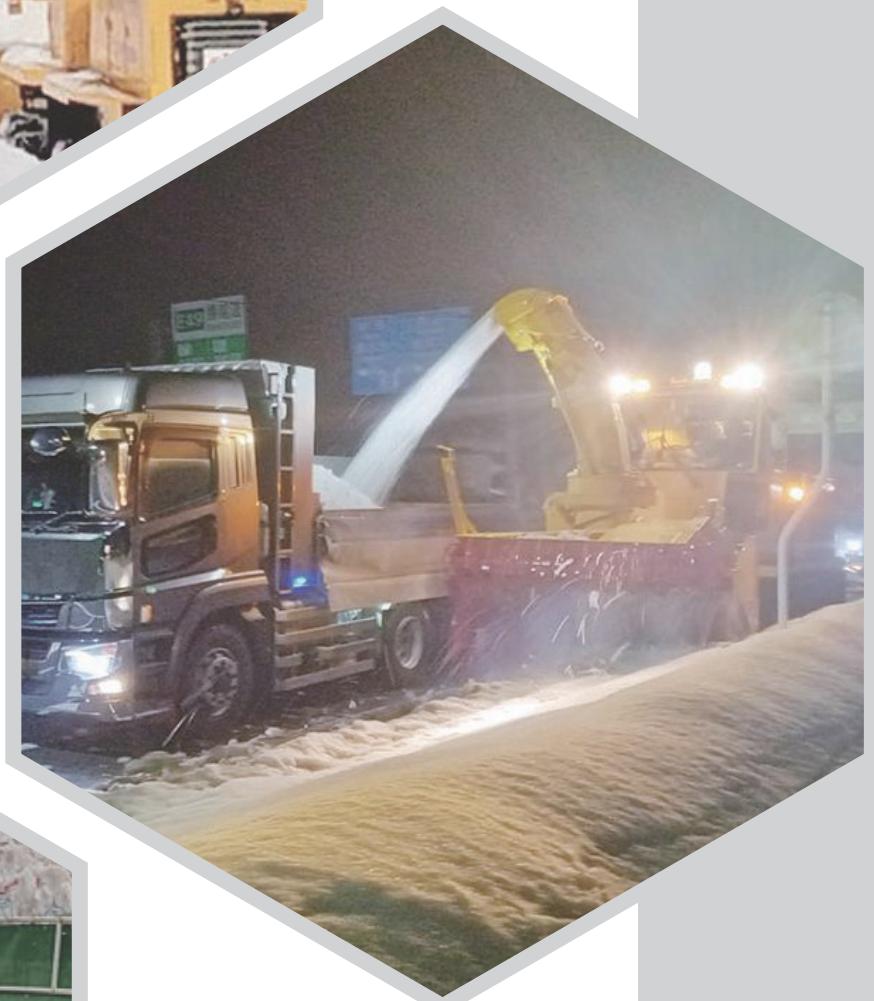


ひじり、ひどり、
実現 可能
あくしま



会津若松市街地における 除雪業務改善のための対応策について

令和7年10月

目 次

1. はじめに	3
2. 除雪業務改善に向けた取り組み	4
3. 事前アンケート及び第1回検討会で抽出した課題について	6
4. 対応方針編	7
別紙資料：集中除排雪路線区間図・雪捨場位置図	25

1. はじめに

令和7年2月4日からの大雪により、会津地方を中心とした非常に短期間で集中的な降雪があり、会津若松市や金山町では、観測史上最高の積雪深を記録するなど、災害旧の降雪となりました。特に市街地部においては、雪の押し場がなくなり、車両のすれ違いが困難な状態になるなど、交通障害が発生しました。さらには、路線バスの運休やゴミ収集が一部停止になるなど、日常生活にも大きな影響を及ぼしました。

会津若松建設事務所では上記大雪を踏まえ、短期間で集中的な降雪による対応や現状の課題改善に向けて、会津若松市をはじめとする関係機関からなる「会津若松市街地部における除雪業務改善に関する検討会」を開催し、令和7年2月大雪の検証を行い、大雪時における除雪業務の改善に取り組みを行いました。

2. 除雪業務改善に向けた取り組み

以下の検討会を通し、会津若松市街地における除雪業務の改善の取り組みを実施した。

【会津若松市街地部における除雪業務改善に関する検討会】

構成員 会津若松建設事務所、会津若松市危機管理課、会津若松市道路課

会津若松警察署、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部

福島県建設業協会若松支部、会津若松市建設業組合、会津乗合自動車（株）

令和7年 4月24日 第1回検討会：アンケート結果報告、課題抽出

令和7年 8月 6日 第2回検討会：課題に対する対応案の提示

令和7年10月15日 第3回検討会：課題に対する対応案の提示、役割分担の設定

令和7年10月31日 第4回検討会：課題に対する方針決定（書面開催）

令和7年11月 除雪事業計画書を策定

なお、県土木部では、以下の検討会を通し、除雪業務改善の取り組みを実施した。

【除雪業務改善に関する検討会】

構成員 道路管理課、土木企画課

県北建設事務所、吾妻土湯道路管理署、県中建設事務所

会津若松建設事務所、宮下土木事務所、喜多方建設事務所、大峠道路管理所

猪苗代土木事務所、南会津建設事務所、山口土木事務所

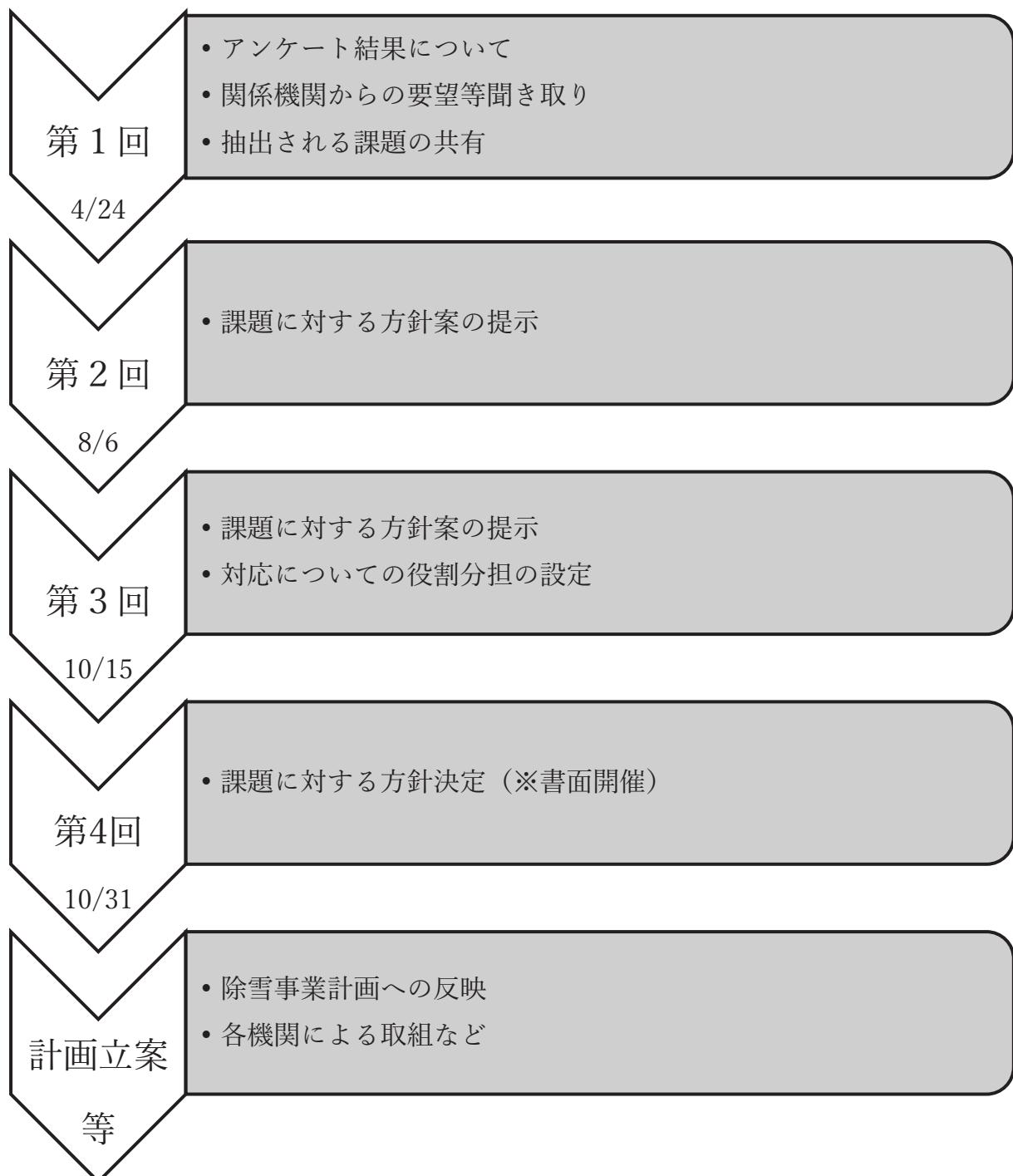
令和7年 4月23日 第1回検討会：問題点問題意識の共有・改善すべき課題を抽出

令和7年 7月 9日 第2回検討会：第1回検討会で抽出した課題の対応方針を決定

令和7年10月24日 第3回検討会：課題に対する対応案の提示・役割分担の設定

令和7年11月 除雪事業計画書を策定

会津若松市街地部における除雪業務改善に関する検討会について



3. 事前アンケート及び第1回検討会で抽出した課題について

課題1 集中除排雪の実施

<主な意見>

- 対象路線を予め決定・周知することにより、緊急車両や公共交通機関の運行がスムーズに行える。
- 雪捨場や緊急医療機関へのアクセス路線は優先順位を高く設定する必要がある。
- 線的な排雪に加え、面的（住宅地内）の排雪を関係者連携により実施すべき。

課題2 雪捨場の確保

<主な意見>

- 市街地及び各地区へ雪捨場が必要。
- 排雪作業は夜間実施となるため、夜間も利用できる雪捨場の設定。
- 利用者種別ごとの雪捨場の設置が必要。（民間と公共）

課題3 関係機関との円滑な連携体制の構築

<主な意見等>

- 集中除雪だけでなく、除雪の実施区間や路面状況等について情報を共有してほしい。
- スタック車両の救助について除雪車両を活用して対応してほしい。

課題4 住民理解の促進と協力体制の強化

<主な意見等>

- 屋根雪「落雪対応」や民地から「道路への雪だし」への対応について検討すべき。
- 牽引ロープを装備しない車両やノーマルタイヤの車両に対して指導する必要がある。
- 大雪時の不要不急の外出抑制を呼び掛ける必要がある。
- 集中除雪を行う際の通行止めの予告について大々的に広報する必要がある。

4. 対応方針編

対応方針編目次

1. 集中除排雪の実施	9
2. 雪捨て場の確保.....	13
3. 関係機関との円滑な連携体制の構築.....	15
4. 住民理解の促進と協力体制の強化	18
5. 国道118号（大戸町）におけるスタック頻発箇所への対応.....	21
6. 今後の検討事項	23
・ エリアメールを利用した除雪情報の発信	
・ 地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の導入	

1. 集中除排雪の実施

(1) 課題

- 大雪により会津若松市街地部において交通障害が発生し、市民の生活に大きな支障が生じた。
- 除雪路線の優先順位を事前に決め、区間ごとに通行止めとし、排雪などの対応が必要である。

(2) 対応案

1) 大雪時に長期間の交通障害の発生を防ぐため、集中除排雪路線を設定し、夜間など通行止めを行い、集中的に除排雪する路線を設定する。

① 集中除排雪路線（別紙：集中除排雪路線区間図・雪捨場位置図参照）

19区間（16路線）約50.9kmを選定

1次：国道118号、会津若松裏磐梯線、市道幹I-11など

12区間（11路線）約36.1km

2次：会津若松三島線、湯川大町線、市道幹II-11など

7区間（7路線）約14.8km

集中除排雪路線（1次）

番号	路線名	管理者	区間	延長
1	国道118号	県	国道49号～会津若松裏磐梯線	6,900m
2	国道118号（西B.P.）	県	国道49号～会津若松会津高田線	6,900m
3	国道252号	県	国道49号～国道118号	3,300m
4	国道401号	県	国道118号～国道118号（西B.P.）	2,100m
5	会津若松三島線	県	国道118号（西B.P.）～蟹川橋	1,200m
6	会津若松裏磐梯線	県	国道49号～国道118号	7,300m
7	会津若松会津高田線	県	国道118号～本郷大橋	1,300m
8	幹I-4	市	国道49号～ハイテクプラザ	900m
9	幹I-11	市	竹田病院～会津若松裏磐梯線	1,800m
10	幹I-12	市	国道118号～会津若松裏磐梯線	1,300m
11	幹I-27	市	国道118号～会津若松裏磐梯線	900m
12	市道町3-115	市	国道49号～木流雪捨場	2,200m
合計				36,100m

集中除排雪路線（2次）

番号	路線名	管理者	区間	延長
1	会津若松三島線	県	国道252号～国道118号（西B.P.）	4,000m
2	西若松停車場南町線	県	中沢西若松停車場線～国道118号	1,300m
3	湯川大町線	県	奴郎ヶ前交差点～国道118号	2,400m
4	幹I-8	市	国道118号～奴郎ヶ前交差点	4,300m
5	幹I-11	市	会津若松三島線～奴郎ヶ前交差点	1,100m
6	幹I-19	市	中沢西若松停車場線～国道118号（西B.P.）	1,000m
7	幹II-11	市	会津若松三島線～西若松停車場南町線	700m
合計				14,800m

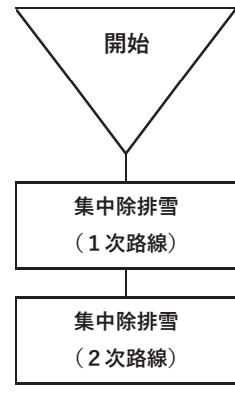
② 路線選定の考え方

a 集中除排雪路線（1次）の選定について

- ・ 県除雪事業計画書における「豪雪時における緊急確保路線（第1種）」を選定
- ・ 市街地における外郭4車線道路を選定
- ・ 救急病院へのアクセス路を選定
- ・ 雪捨場へのアクセス路を選定
- ・ 道路ネットワークを考慮した路線を選定

b 集中除排雪路線（2次）の選定について

- ・ 県除雪事業計画書における「豪雪時における緊急確保路線（第2種）」を選定
- ・ 救急病院へのアクセス路を選定
- ・ 道路ネットワークを考慮した路線を選定

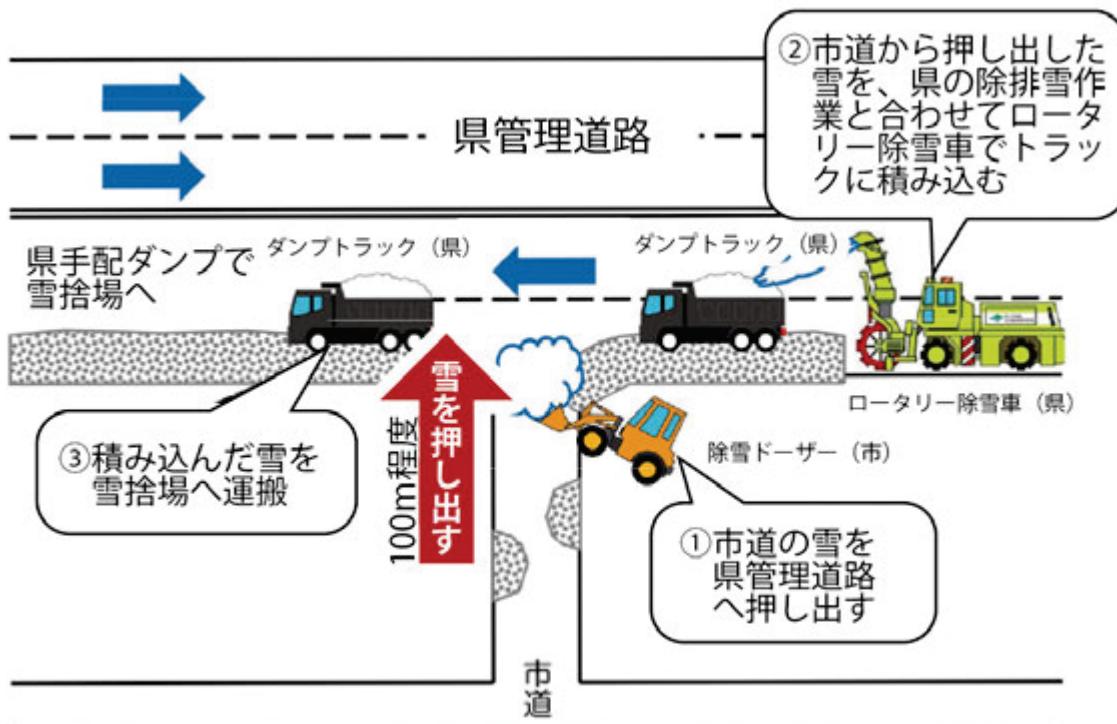


上記により集中除排雪路線は以下を想定する。

③ スクラム除雪路線の実施

効率的な除雪を行うため、市管理の細路等から県管理の道路へ市が雪を押し出しし県が県管理道路の排雪と合わせて積載～運搬を行う「スクラム除雪」を実施する。

国道118号および会津若松裏磐梯線と交差する市道で、県市協議により決定する。



スクラム除雪（イメージ）

2) 集中除排雪の実施にあたり、円滑に作業を進め、速やかに交通確保するため、実施工程、完了目標、実施体制などを整理する。

① 集中除排雪の実施工程

路線の位置付けや沿道状況を考慮し円滑に除排雪を実施するため、集中除排雪実施の工程表を整理する。

回数	県内 管轄	路線名	道員 管轄者	作業 主体	区間	消費除雪 実施状況	スケジュ ル	年間除雪量 実施量	基準 a	基準 b	基準 c	基準 d (b+c)	基準 e (d+A)	基準 f (d+c)	基準 g (e+f)	実施工程 (当該作業時間帯 21:00~5:00)										備考			
																集中除雪	集中除雪 2日目	集中除雪 3日目	集中除雪 4日目	集中除雪 5日目	集中除雪 6日目	集中除雪 7日目	集中除雪 8日目	集中除雪 9日目	集中除雪 10日目				
128-1	伊3-4	会津若松市	会津若松市	国道4号	ハイタクラザ 雪除場			1年 6.0t	8.0t	900t	7,200m ²	0.5t/h	1h	0.5t/h	1h	■													
128-2	伊3-11.2	会津若松市	会津若松市	国道4号	木造雪除場			1年 6.0t	6.0t	1,200t	14,200m ²	1.0t/h	1h	1.0t/h	1h	■													
128-3	伊18号	会津若松市	会津若松市	国道4号	国道2・5号 (アーチード)			1年 6.0t	6.0t	2,300t	29,900m ²	2.0t/h	1h	2.0t/h	1h	■													
128-4	伊18号	会津若松市	会津若松市	国道2・5号 (アーチード)	国道2・5号 (アーチード)			1年 9.0t	11.0t	4,000t	4,900m ²	0.4t/h	1h	0.5t/h	1h	■													
128-5	伊18号	会津若松市	会津若松市	門3-9.3	会津若松 豪雪除雪			1年 5.5t	6.5t	2,000t	33,000m ²	0.9t/h	1h	1.0t/h	1h	■													
128-6	会津若松市 豪雪除雪	会津若松市	花堤除雪	国道4号	湯川大橋			1年 1.2t	1.4t	4,000t	13,00m ²	14.0t/h	2,600m ²	36,400m ²	2.5h	2h	1.5t/h	1h	■	会津若松 豪雪除雪									
128-7	会津若松市 豪雪除雪	会津若松市	花堤除雪	湯川大橋	群1-1.2			1年 1.2t	1.4t	4,000t	13.0t/h	14.0t/h	1,000m ²	14,000m ²	1.0t/h	1h	1.0t/h	1h	■	会津若松 豪雪除雪									
128-8	会津若松市 豪雪除雪	会津若松市	群1-1.2	群1-27				1年 1.2t	1.4t	4,000t	13.0t/h	14.0t/h	1,100m ²	15,400m ²	1.1t/h	1h	1.5t/h	1h	■	会津若松 豪雪除雪									
128-9	伊1-11	会津若松市	会津若松市	国道18号	竹田廻原			2年 5.5t	7.5t	500t	3,750m ²	0.3t/h	1h	0.5t/h	1h	■													

集中除排雪実施工程表（イメージ）

※ なお、この実施工程表は、「現在の状況」、「今後の実施内容」を共有することにより、関係機関との連携を図り、市民・道路利用者の混乱を抑制するほか、除雪作業の工程管理に利用する。

② 完了目標

- 集中除排雪路線（1次）は、5日目までに完了することを目標とする。
- 集中除排雪路線（2次）は、7日目までに完了することを目標とする。

③ 実施工程

- 7班体制：県直営1班・市直営1班・応援5班（管内応援・広域応援）
- 班の体制は、大型ロータリー1台・ダンプトラック（10t）20台・交通誘導員5名

※ 応援5班の編成は、降雪状況等を踏まえ、会津若松建設事務所管内における除雪業務受注者により応援班を編成（管内応援）し、不足する場合には他管内からの応援（広域応援）を要請する。

※ 集中除排雪が必要な気象状況下においては、工事の進捗が困難であることから、管内工事の一時中止を行い、各工事に配置されている交通誘導員を集中除排雪に配置することについて検討する。

※ 集中除排雪実施工程の除雪機械、運搬車等の集合場所は、「会津レクリエーション公園駐車場」「会津総合運動公園駐車場」を基本とするが、その都度、関係者協議により決定する。（作業時間帯以外の車両駐車については別途協議）

④ 実施工程

- 夜間通行止めにて実施工
- 実施工程時間は21時から5時とする。（ただし、降雪の状況により、市民へのアナウンス等を実施工ることにより、早期の実施工も可。）

3) 市道の応援除雪

市道は地区間をつなぐ幹線市道のほか、住宅地内の細路などの一般市道に分けられ、相当の延長を有することから、市からの応援要請があった際には、県は県の除雪体制を確認のうえ、応援除雪の実施について積極的に検討する。

なお、具体的な実施路線については、市が設定する集中除排雪路線を踏まえ協議により決定する。

※ 県の市道応援除雪実施時には、市道上に設置されている構造物の位置や、実施上の注意事項等の情報について、会津若松市道路課より提供を受ける。(現地での指示も検討)

(3) 対応案による効果

- 集中的に除排雪作業することにより、長期間の交通障害を最低限に抑制することができる。

2. 雪捨場の確保

(1) 課題

- 雪捨場に運搬車両（ダンプトラック）が集中し、周辺道路の混雑、停滯及び交通障害が発生するとともに、除排雪作業に遅延が生じた。
- 県立病院跡地などを追加で開設したが、円滑な運搬のため、市街地周辺に新たな雪捨場の確保が必要。

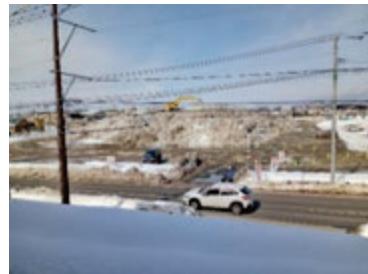
(2) 対応案

- 1) 円滑な運搬のため、市街地周辺部に新たな雪捨場を確保する。

① 新たな雪捨場の開設

大雪時に利用できる雪捨場を令和6年度の7箇所から1箇所を増設し、18箇所確保した。

雪捨場（大雪時）：18か所（R6：7か所）



県立病院跡地（2025/3/17）

② 雪捨場の利用者区分

県利用 が4箇所から 6箇所に増設

市利用 が7箇所から12箇所に増設

民間利用が5箇所から10箇所に増設

（一部重複あり）

	令和6年度	令和7年度	増減
県	4	6	+2
市	7	12	+5
民間	5	10	+5

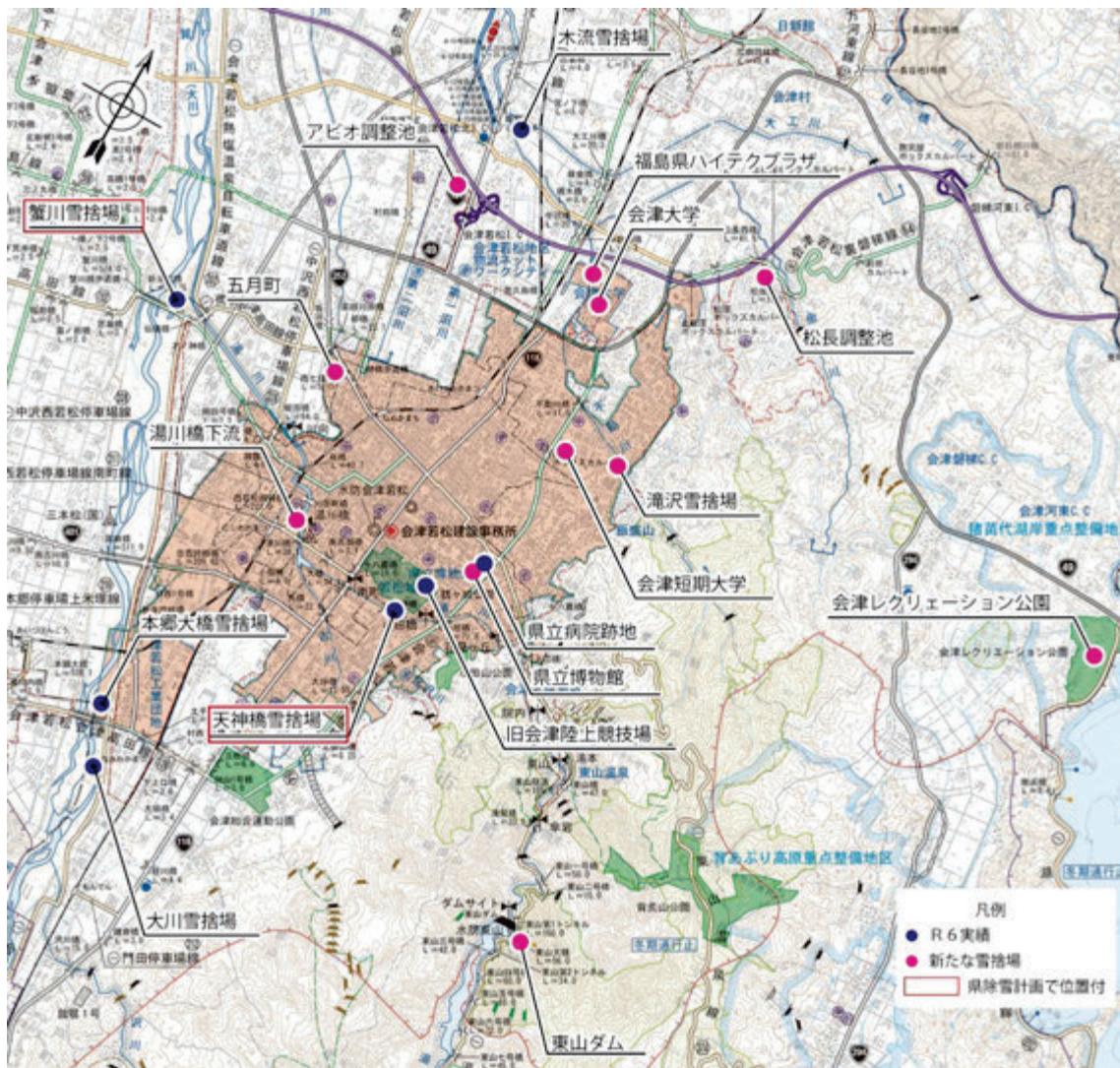
雪捨場の箇所数一覧

※ 道路の除排雪作業を円滑かつ効果的に行うため、雪捨場を増設し各地区に配置する。なお、民間からの排雪車両との錯綜を避けるため、民間が利用する雪捨場も増設した。

③ 雪捨場の利用にあたっては、あらかじめ設定した優先順に基づき、開設雪捨場の受け入れ状況や降雪状況等により順次開設することとする。

(3) 対応案による効果

- 雪捨場の追加により、集中利用の分散が図れる。
- 利用者種別ごと（民間と公共）の雪捨場を設定することにより、周辺道路の混雑緩和が期待される。
- 雪捨場までの距離を短縮させることにより、効率的な除排雪が実施できる。



雪捨場位置図

3. 関係機関との円滑な連携体制の構築

(1) 課題

- 関係機関との情報共有が少なく、相互の状況確認及び相互連携が図れていない。

(2) 対応案

1) 「会津若松市街地における情報連絡会議」

道路状況や除排雪の進捗状況等を速やかに共有するため会津若松市街地における情報連絡会議を立ち上げ、関係機関と情報交換・共有を行う。

① 会議の立ち上げ

気象予測の情報等を踏まえ、会津若松建設事務所、会津若松市において協議により会議の立ち上げを決定する。決定後は会津若松市が構成員へ連絡する。



実施イメージ

② 構成員

国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所・会津地方振興局・会津若松建設事務所・会津若松市・会津若松警察署・会津若松消防署・福島県建設業協会若松支部・会津若松市建設業組合・会津乗合自動車株式会社

③ 開催方法

- ・ WEB会議により24時間体制で開催する。

④ 共有事項

- ・ 道路の積雪状況や車両の渋滞状況等の共有
- ・ 集中除排雪実施状況の共有 など

2) 集中除排雪実施までのタイムライン

集中除排雪実施時に関係者との連携をスムーズに行うため、想定される事象を整理し「いつ」「だれが」「何をするか」に着目した集中除排雪実施までのタイムラインを、整理し関係者と共有する。

① 主な行動計画

- 72時間前：会津若松市街地における情報連絡会議の開設
- 48時間前：(一財)福島県建設業協会若松支部と協定に基づく
広域応援除雪の事前調整
- 24時間前：会津若松市と集中除排雪実施の協議・決定
(一財)福島県建設業協会若松支部と協定に基づく広域応援
除雪協議決定
- 18時間前：会津若松市と集中除雪実施区間の協議（スクラム除雪含む）
- 12時間前：雪捨場開設
- 0時間：集中除排雪実施

【令和7年2月4日からの大雪時の対応】

令和7年2月7日警戒積雪深（門田）超過、2月12日集中除排雪を開始

※ 令和7年2月の大雪時においては、集中除排雪に関する準備ができておらず、
実施まで5日間を要したが、今回、事前準備を行うことで、警戒積雪深を超過
してから3日以内に集中除排雪を実施する。

② 会津若松市街地における情報連絡会議設置判断

「気象情報」「市雪害応急対策本部設置」「県道路雪害対策地方本部設置」「国と
ネクスコで実施する予防的通行止・集中除雪」等の状況を踏まえ、会津若松建設
事務所、会津若松市の協議により会議の立ち上げを決定する。

③ 集中除排雪実施の決定

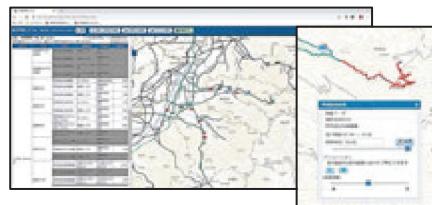
市雪害応急対策本部（警戒積雪深超過の見込み）が設置されている状況におい
て、堆雪状況、交通障害（滞留状況やスタッフ車の状況等）の発生状況に応じて、
会津若松建設事務所長・会津若松市長の協議により決定する。

3) 関係機関に対する除雪状況の公開

除雪機械へ予め設置した GPS 機により位置情報を取得し、WEB 上で除雪機械の現位置や作業履歴を関係機関と共有する。

① 共有内容

- ・ 除雪機械の位置
- ・ 除雪作業の履歴



画面イメージ

② 共有する機関

- ・ 県会津若松建設事務所では公開機関を限定し公開(試行)する。

公開機関： 会津若松市・会津若松警察署・会津若松消防署・福島県建設業協会若松支部・会津若松市建設業組合・会津乗合自動車株式会社

※ 会津若松市では、市の除雪機械の位置情報を HP で公開済。

※ 県会津若松建設事務所では、システムが不完全な状態であり、
試行で行うものであることから、現時点では公表しない。(公
表については今後検討を行う。)

(3) 対応案による効果

- WEB 会議により、最新の情報を交換できる。
- バス路線や緊急搬送の運行ルート選定のための検討材料とできる。
- 必要な情報を必要なタイミングで得ることができる。
- リアルタイムで除雪機の位置を確認できる。

4. 住民理解の促進と協力体制の強化

(1) 課題

- 屋根雪や民地からの雪だしによる交通障害の顕在化が生じるなど、除雪業務に対する市民意識に課題があり、除雪業務の支障となっている。
- 手段や内容等を整理し、広く情報共有する取組が不足している。
- 大雪時の不要不急の外出抑制や企業に対する営業自粛等の協力要請を強化する必要がある。

(2) 対応案

- 1) 時期や状況を踏まえた効果的な広報の実施のため、それぞれの時期における周知内容や周知方法を整理する。

【降雪前】

周知内容

- ・ 冬期間における市民への協力依頼（路上駐車禁止や玄関先の除雪のお願い等）
- ・ 道路上への落雪放置及び排雪が違法であることの周知
- ・ 通行車両の屋根からの落雪により、通行に支障が生じることの周知
- ・ 大雪時の対応として集中除排雪が起こりえることについて周知
- ・ 大雪時における不要不急の外出の抑制
- ・ 企業に対し、大雪時における営業自粛または営業時間の短縮を要請
- ・ 企業に対し、車両への冬用タイヤの装着と牽引ロープ装備を要請
- ・ 企業に対し、大雪時のタイヤチェーンの携帯と着装を要請

周知方法

- ・ 市内全戸へチラシの配布及び各所への掲示
- ・ 市・県 HP や SNS を利用した周知
- ・ 会津若松除雪対策協力会会員と会員関係者へのチラシの配布及び掲示依頼
- ・ 市広報誌を利用した周知
- ・ POLICE メールふくしまによる周知

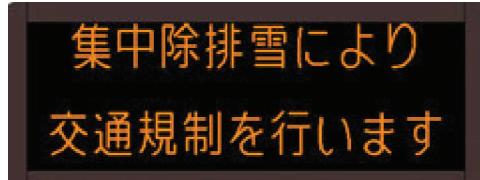
【集中除排雪実施前（大雪が予想される2～3日前等）】

周知内容

- ・ 集中除排雪の区間と期間について
- ・ 道路上への落雪放置及び排雪が違法であることの周知
- ・ 通行車両の屋根からの落雪により、通行に支障が生じることの周知
- ・ 大雪時における不要不急の外出の抑制
- ・ 企業に対し、大雪時における営業自粛または営業時間の短縮を要請
- ・ 企業に対し、大雪時のタイヤチェーンの携帯と着装を要請

周知方法

- ・ あいべあを利用した周知
- ・ 市・県HPやSNSを利用した周知
- ・ 投げ込み
- ・ 市長から市民への呼びかけ
- ・ 道路情報板への表示
- ・ FM愛'Sによる放送
- ・ 福島県防災アプリによる周知
- ・ POLICEメールふくしまによる周知



道路情報板表示例（交互表示で日程を表示）

【集中除排雪実施中】

周知内容

- ・ 集中除排雪の進捗と今後の見込み
- ・ 大雪時における不要不急の外出の抑制
- ・ 企業に対し、大雪時における営業自粛または営業時間の短縮を要請
- ・ 企業に対し、大雪時のチェーン携帯と着装を要請

周知方法

- ・ あいべあを利用した周知
- ・ 市・県HPやSNSを利用した周知
- ・ 投げ込み
- ・ 道路情報板への表示
- ・ FM愛'Sによる放送
- ・ 福島県防災アプリによる周知
- ・ POLICEメールふくしまによる周知



道路情報板表示例

※民地から道路への排雪について

道路交通法 第七十六条第四項第七号（禁止行為）

道路又は交通の状況により、公安委員会が、**道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがある**と認めて定めた行為

福島県道路交通規則 第十二条（道路における禁止行為）

第七十六条第四項第七号の規定に基づき定める道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする

(2) **みだりに交通の妨害となるように道路に泥土、汚水、ごみ、くず物等をまき、又は捨てること。**

※泥土、汚水、ごみ、くず物等に雪も含まれる。 ※ 5万円以下の罰金

※民地屋根からの落雪について

民法 第二百十八条（雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止）

土地の所有者は、直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物を設けてはならない。

民法 第七百十七条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない

※雨水に雪も含まれる。

(3) 対応案による効果

- 市民意識の醸成
- 大雪時の混乱抑制
- 実施内容を周知させ協力を仰ぐ

5. 国道118号（大戸町）におけるスタック頻発箇所への対応

課題

- 国道118号（会津若松市大戸町上三寄地区）は、沿道に家屋が隣接した位置に並び排雪するスペースがないことや、屋根からの落雪が頻発することから、スタックの発生や大型車同士のすれ違い困難等により交通に支障となることが予見されるため、対策を行う必要がある。



令和6年度状況（大型車すれ違い困難）



区間図

対応案

- 並行道路（市道）を利用した対応

課題となる国道118号の並行道路（市道大3-55）と、会津高田上三寄線を利用し、交通確保を行いながら、集中除排雪を実施することにより状況を解消する。

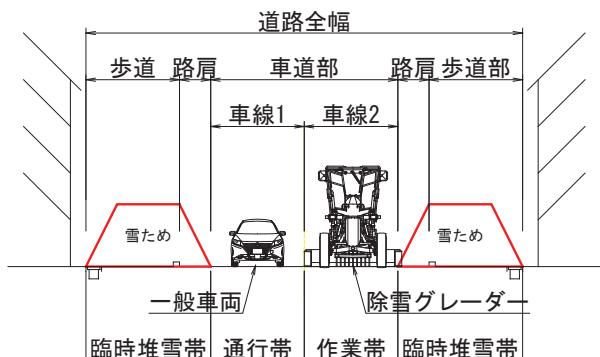
- ① 各路線1車線確保
- ② 通行方向別に利用路線を設定し交通規制（一方通行）を行う。
- ③ 交通量の少ない夜間を利用して、集中除排雪実施により2車線確保。
- ④ 交通規制解除

※ 対応は各道路管理者が実施する。

※ 実施工程は協議による。



区間図



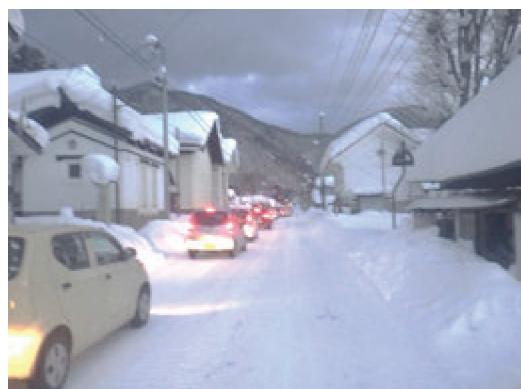
一般車両の通行帯を確保しながら、グレーダー等により路肩や歩道部に堆雪させ、夜間に集中除排雪を実施する。

実施イメージ

残された課題

○ 屋根からの落雪による交通障害

当該地において、沿道家屋からの落雪により交通障害がたびたび生じており、都度道路管理者による除雪作業を実施しているが、屋根雪の放置については民法（第二百八十八条、七百七十七条）により、建屋の所有者の責任とされており、損害の賠償も示されていることを踏まえ、建屋所有者への呼びかけや住民意識の醸成が重要となる。

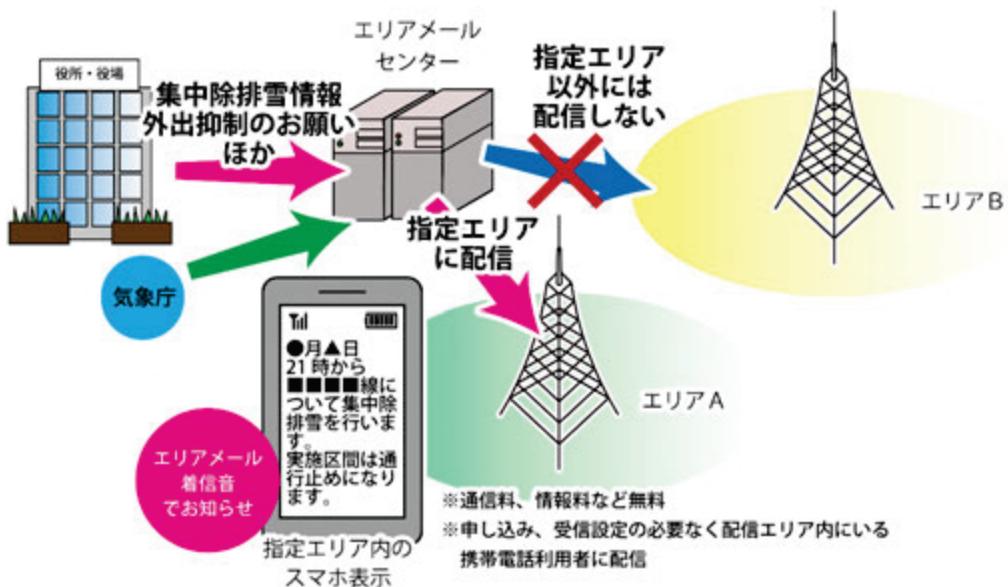


令和6年度沿道状況

6. 今後の検討事項

(1) エリアメールを利用した除雪情報の発信

- 既存の情報発信ツールは、情報を得るために会員登録等を必要としており、登録者以外は情報を得ることができないことから、指定されたエリア内の対応携帯電話に一斉に着信するエリアメールサービスを利用し、広く住民へ周知させる。



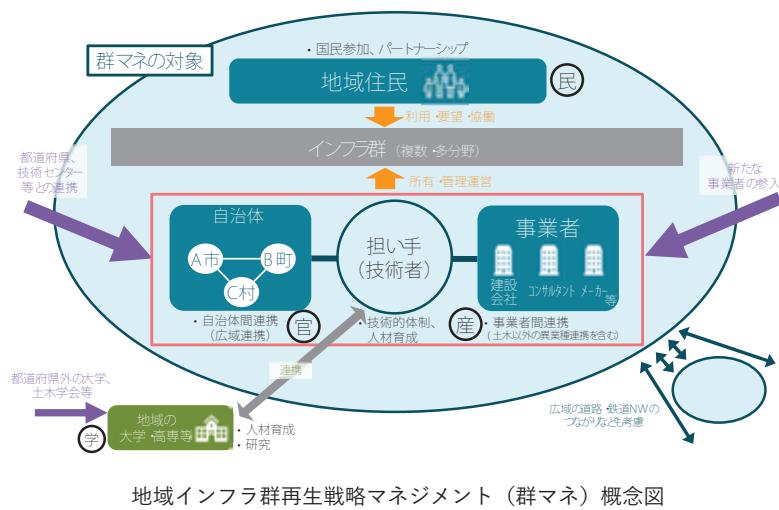
(2) 対応案による効果

- 大雪時に生じる突発的な事象についての共有
- 集中除雪実施時の詳細や進捗状況等、時期や状況を踏まえた効果的な広報の実施

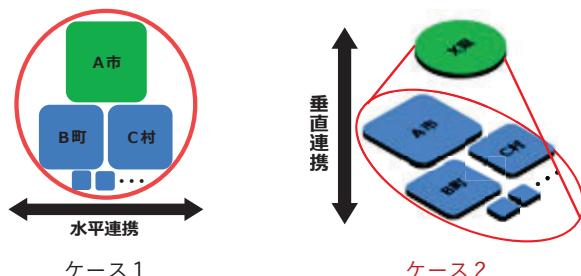
6. 今後の検討事項

(1) 地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の導入

- 広域地区の各インフラ群管理を戦略的に行う地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の導入による除雪業務実施により、各道路管理者を包括した対応を行うことを研究する。



地域インフラ群再生戦略
マネジメント（群マネ）とは
「広域」・「複数・多分野」のイン
フラを「群」として捉え、総合的
かつ多角的な視点から戦略的に
地域のインフラマネジメントを行
うことを目的とする。



群マネにおける「広域」の考え方
(ケース1) 一つの市区町村がリードし、複
数市区町村と連携（県は入らない）
(ケース2) 都道府県（本庁や出先機関等）
がリードし、管内の市区町村と連携



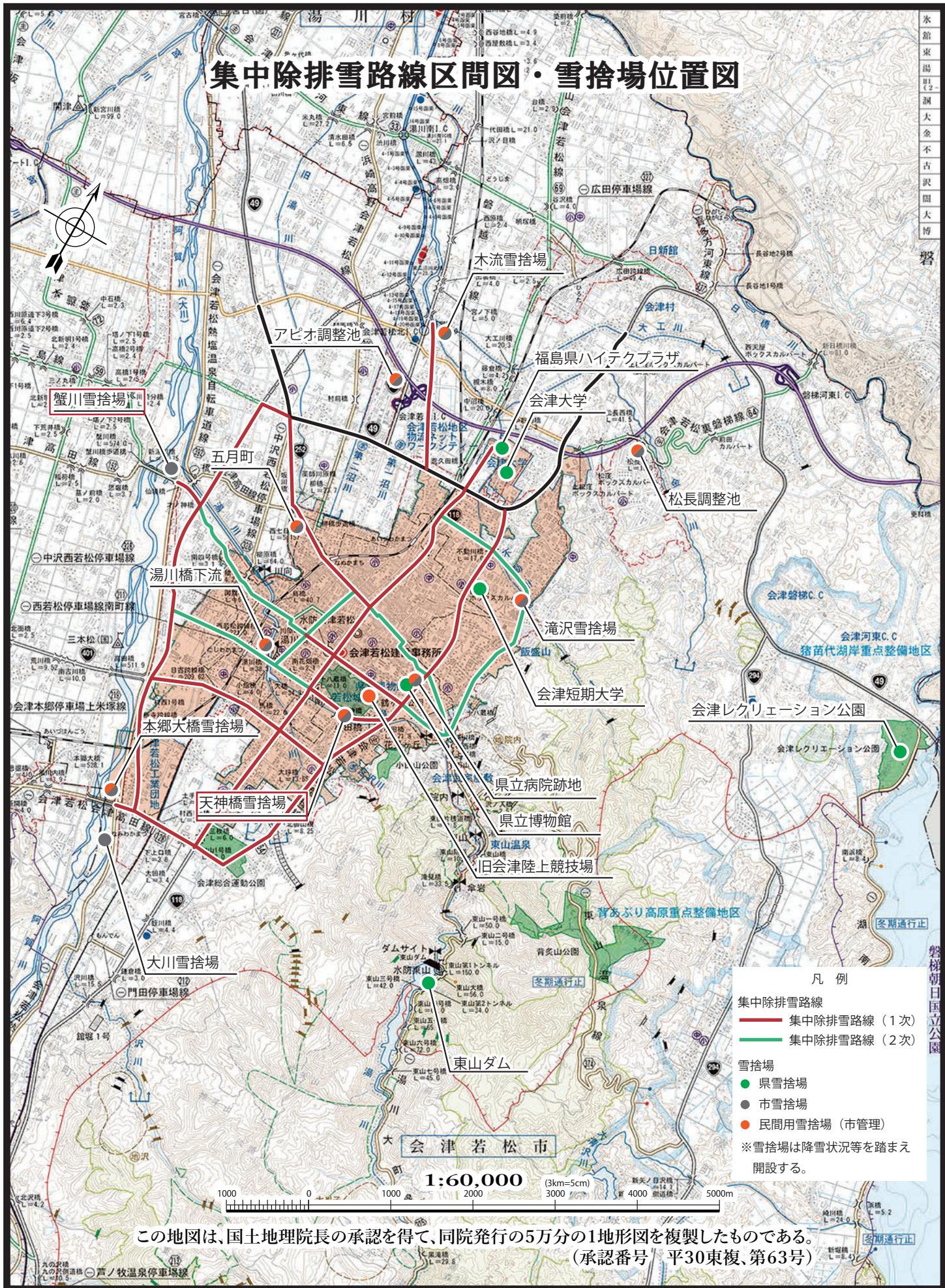
群マネにおける「複数・他分野」の考え方
(宮下土木事務所で実施している包括維持管理の例)
道路維持管理・舗装維持管理・河川維持管理・砂防施設維持管理・地すべり維持管
理・急傾斜維持管理・一般除雪・春先除雪・道路除草業務・道路植栽管理・路面清
掃など

複数・他分野

(2) 導入による効果

- 維持管理業務を一定量まとめることによる安定した体制の確保
- インフラの維持管理対応が迅速化され、質の高いサービスを提供できる。

集中除雪路線区間図・雪捨場位置図





会津若松建設事務所 企画管理部管理課 TEL 0242-29-5451